

暑中いかががお過ごしでしょうか お見舞い申し上げます

福島原発による損害賠償請求事件で、東京地裁は、東京電力の賠償書式が原告の被害額を過小に算出するものであると判示し、原告勝訴の判決を下しました。受任辯護士として生きがいを感じるひとときです。

平成28年 盛夏

村上法律事務所

東京都港区赤坂3丁目8番1号赤坂アルトビル8階

TEL03-3585-5500 FAX03-3585-5896 〒107-0052

辯護士 村上重俊

ホームページ

<http://www.lawyers-office.net>



(H28.5.30司法記者クラブにて)